

足利市ごみステーションにおける不法投棄物自主搬入報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみステーションの不法投棄防止とごみステーションに排出された不法投棄物を南部クリーンセンターに自主搬入（以下「搬入」という。）した団体に対し、報奨金を交付することについて必要な事項を定めることにより清潔の保持を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 報奨金の交付を受けることができる者は、次に該当する者で、前条の搬入を実施する者とする。

(1) 市内の自治会

(報奨金対象経費)

第3条 報奨金の対象経費は、不法投棄物の南部クリーンセンターへの搬入に要した経費とする。

(報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、不法投棄物の搬入の実施1回につき、2,000円とし、1自治会で一の年度において2回を限度とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者は、足利市ごみステーションにおける不法投棄物自主搬入報奨金交付申請書（別記様式第1号）に南部クリーンセンター搬入時の計量票を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、報奨金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により報奨金を交付することに決定した者（以下「報奨対象者」という。）に対し、足利市ごみステーションにおける不法投棄物自主搬入報奨金の交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該報奨対象者に通知するものとする。

(報奨金交付の取消)

第7条 市長は、報奨対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、報奨金の交付を取り消すことができる。

(1) 報奨金を偽りその他不正の手段により受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(報奨金の返還)

第8条 市長は、報奨金の交付を取り消した場合において、既に報奨金が交付されているときは、報奨金の返還を命ずることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。